

千葉県遊泳用プール指導要綱

(目的)

第1条

この要綱は、遊泳用プールの構造設備、維持管理等について、環境衛生上必要な事項を定め、もって利用者の安全及び公衆衛生の増進を図ることを目的とする。

(適用)

第2条

この要綱において「遊泳用プール（以下「プール」という。）」とは、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。

- (1) 水をためて多数人に水泳させる施設であること。
- (2) [学校教育法（昭和22年法律第26号）](#)第1条に規定する学校以外に設置される施設であること。
- (3) その容量がおおむね100立方メートル以上の施設であること。

(設置手続き)

第3条

- 1 プールを設置又は運営しようとする者(以下「設置者」という。)は、プール設置届（様式第1号）に次に掲げる図面を添付して、保健所長に届け出ること。
 - (1) 案内図
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図
 - (4) 立面図
 - (5) プール断面図
 - (6) 空気調和設備に関する図面一式
 - (7) 給排水設備に関する図面一式（洗浄設備、浄化設備、消毒設備等を含む）
 - (8) その他保健所長が必要と認める書類
- 2 設置者は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載したプール変更届（様式第2号）を保健所長に届け出ること。
- 3 設置者は、当該プールの使用を休止し、又は廃止したときは、速やかにその旨を記載したプール休止（廃止）届（様式第3号）を保健所長に届け出ること。

(管理責任者と衛生管理者)

第4条

- 1 設置者は、プールにおける安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保す

るために、管理責任者をおくこと。

- 2 設置者は、プールにおける安全と衛生的な維持管理の実務を行わせるために、衛生管理者をおくこと。

なお、衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者をあてること。

- 3 管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることができる。

(施設基準)

第5条

1 プールの構造設備

(1) プール本体

ア 不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

イ 遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) プールサイド及び通路

ア プール本体の面積に対し、利用に十分な広さを有すること。

イ 不浸透性材料を用い、滑りにくい構造とし排水溝又は排水口に向かって適当な勾配とすること。

(3) 給水設備

ア 給水設備（水飲み場、洗浄設備等を含む。）の配管は、プール水が逆流し、混入するおそれがないようにすること。

イ 新規補給水量を把握できるように専用の量水器を設けること。

(4) 排（環）水設備

ア 排水口端と排水柵との間には、十分な排水口空間を設け逆流を防止すること。

イ 排（環）水口には、吸い込み事故を未然に防止するため、蓋等を取り付け、ネジ、ボルト等で容易に脱着できないよう固定させるとともに、その形状は、接触によるけがを防止できる形状とすること。

また、配管の取り付け口には、吸い込み防止金具等を設置する等、原則として、二重構造の安全対策を施すこと。

(5) 浄化設備

ア 循環ろ過方式とすること。

イ プールの全容量に対し、1 時間当たり 6 分の 1 以上の処理能力を有し、遊泳者数が最大時においても浄化の目的が達せられるよう十分な能力を有すること。

ただし、夜間、浄化設備を停止するプールにあつては、1 時間当たり 4 分の 1 以上の処理能力を有すること。

ウ 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓等を設けること。

(6) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として、塩素を含む消毒剤による消毒を行うこと。

その消毒方法は、塩素を含む消毒薬の連続注入によるものとし、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）が、均一となるよう注入口数及び位置を定め、有効な消毒効果が得られるように措置すること。

イ オゾン発生装置を設ける場合は、オゾン注入位置をろ過装置又は活性炭吸着装置の前に設けること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 遊泳中の唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けて、そのオーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

ただし、遊泳中に唾液やたんをできるだけプール水に吐かせないようにする場合は、この限りではない。

2 付帯設備

(1) シャワー設備

ア シャワー設備を設けること。

イ シャワー設備は、更衣室及び便所からプールに至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする。

ウ 洗浄に使用したシャワー水等は、プール水として再利用しないこと。

(2) 更衣室

ア 男女別に設け、双方及び外部からも見通すことができない構造とすること。

イ 遊泳者の数に応じた適当な広さと衣類等を衛生的に保管できる設備を有すること。

(3) 便所

ア 男女別に、遊泳者の数に応じた必要な数の便器及び手洗器を設け、原則として、水洗式の構造とすること。

イ 床は不浸透性の材料を用い水が滞留しない構造とすること。

(4) 洗面設備、洗眼設備、水飲み場

洗面設備、洗眼設備、水飲み場は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に利用できる設備とするとともに、遊泳者等の利用に便利な位置に必要数を設置すること。

(5) くずかご

プールサイド、更衣室、休憩所、観覧席等に適当な数を備えること。

(6) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、プール及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。

ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示が見えるようにする等安全措置が講じられていると保健所長が認める場合は、この限りではない。

(7) 換気設備

屋内プールは、適当な換気設備を有すること。

(8) 救護設備

救急措置に必要な器材、医薬品等を備えること。

(9) 機械室（浄化設備、消毒設備等を有する部屋をいう。）

機械室は、管理しやすい場所に設置し、従事者以外の者がみだりに立ち入ることができない構造とすること。

3 その他の設備

(1) 休憩所

遊泳者の休憩所は、プールサイドとは区画すること。

(2) 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者用と区別し、プールサイドとは区画すること。

(3) 監視所等

遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視所等を設けること。

また、緊急時に直ちに対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。

(4) 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(管理基準)

第6条

1 プール設備、付帯設備及びその他の設備

プール使用期間中は、使用に適する状態を維持するほか、次に掲げる事項について管理すること。

(1) プール設備

ア 排水設備、浄化設備、消毒設備及び防護柵は、定期的に保守点検を実施すること。

また、プール内の藻の発生防止に努め、発生を確認した場合には速

やかに除去すること。

イ ウォータースライド等、他の法令で、維持保全の基準が規定されている施設設備にあっては、当該法令に基き維持保全を実施すること。

(2) 付帯設備

ア 足洗い場を設置し使用する場合には、塩素系消毒薬を投入することとし、遊離残留塩素濃度は、 50 mg/L 以上 100 mg/L 以下に保つよう塩素系消毒薬の投入量を適宜調整するとともに、随時、水の入れかえを行い、清浄を保つこと。

イ 腰洗い槽を設置し使用する場合には、低温とならないよう配慮するとともに、専用の循環ろ過装置を設置することとし、遊離残留塩素濃度は 50 mg/L 以上 100 mg/L 以下の範囲に維持すること。

ウ 換気設備は、室内プールにおける空気中の二酸化炭素濃度を 0.1% 以下に維持できる能力を有すること。

(3) その他の設備

ア 浄化設備について、循環ろ過装置の出口の濁度の検査を1日に1回以上行い、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。

また、循環ろ過装置の出口における濁度は 0.5 度以下であること(0.1 度以下が望ましいこと)。

イ 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合には、「[循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル](#)」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考にして、適切に管理すること。

また、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

ウ 更衣室、休憩所等は、そ族昆虫の防除を行い常に衛生の確保に努めること。

なお、水着、タオル等を利用者に供与する施設にあっては、常に消毒及び乾燥処理をした物を供与すること。

2 プール水の管理

(1) 浮遊物及び沈殿物等を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。

(2) 浄化設備及び消毒設備は、常時運転し、ろ材の逆洗及び塩素剤の注入等を適切に行うこと。

(3) プール水の温度は、原則として 22°C 以上とすること。

(4) 入れ換え式のプールは、利用状況、プール水の量に応じ適時換水する

とともに清掃を実施すること。

3 塩素剤等の管理

プール水の消毒に使用する塩素剤は、その使用量、使用方法及び保管方法を適正に行うこと。

4 供給水（プール原水を除く。）の管理

洗面設備、洗眼設備、シャワー等に供給する水は飲用に適すること。

（水質基準）

第7条

1 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。

2 濁度は、2度以下であること。

3 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。

4 消毒について

（1）遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。ただし、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。

（2）二酸化塩素による消毒を行う場合は、プール水の二酸化塩素濃度は、0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、プール水の亜塩素酸濃度は、1.2mg/L以下であること。

5 大腸菌は、検出されないこと。

6 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。

7 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

8 その他

（1）オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、4（2）に定める基準以外を適用するものであること。

（2）海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、4に定める基準は適用しなくても差し支えないこと。

また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、5に定める基準以外の基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

（3）水素イオン濃度（pH値）、濁度及び過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌、総トリハロメタンの測定は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

（4）遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチルー-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精

度を有する検査方法によること。

(水質検査)

第8条

1 採水地点

長方形のプールでは、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取り入れ口付近を原則として採水すること。

ただし、水質に差異がないと保健所長が認める場合にあっては、採水地点を減らすことができる。

その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じ、適切な地点を選び行うこと。

2 検査項目及び回数

(1) 日常検査

項 目	回 数
色及び濁り	1時間ごとに1回以上
水温	
残留塩素、 二酸化塩素及び亜塩素酸	使用開始前及び1時間ごとに1回以上
水素イオン濃度	1日に1回以上

(2) 定期検査

項 目	回 数
水素イオン濃度	使用開始前及び1月ごとに1回以上
濁度	
過マンガン酸カリウム消費量	
大腸菌、一般細菌	

(3) 総トリハロメタン

毎年1回以上測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期）をすること。

(遊泳者の管理)

第9条

1 遊泳者への心得（別添例示）を見やすい場所に掲示する等周知を図ること。

2 設置者又は管理責任者は、適宜休憩時間を設けること。

3 設置者又は管理責任者は、遊泳者がプールに起因する疾病又は、設備の破損等による危害の発生のおそれがあるときは、直ちに遊泳を禁止するとともに関係者への周知等適切な措置を講ずること。

(従事者の教育)

第 10 条

- 1 設置者、管理責任者又は衛生管理者は、プールの衛生的管理に関するについて、従事者教育を徹底すること。
- 2 事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等について訓練を実施すること。

(通報及び保健所長の要請)

第 11 条

- 1 設置者は、プールに起因する疾病又は、設備の破損等による危害が発生した場合、速やかにその旨を保健所長に通報すること。
- 2 設置者は、定期検査の結果、水質基準を超えた場合は、速やかにその旨を保健所長に報告し、必要な措置を講ずること。
- 3 保健所長は、利用者の安全及び公衆衛生上必要と認めるときは、設置者に対し、報告を求めることができる。
- 4 設置者は、前項の規定による要請があったときは、これに応じなければならない。

(管理体制の整備)

第 12 条

設置者又は管理責任者は、次の事項を整備すること。

- 1 管理を適正に行うために必要な構造図、配管系統図面等、主要な図面及び検査機器等を整備保存すること。
- 2 プール施設の点検、修繕、清掃、遊泳者数、水質検査結果（日常検査）、疾病発生状況等を記録する日誌を備え、3年間保存すること
- 3 プール施設の点検及び修繕等を他人に委託して行った場合には、その記録を3年間保存すること。
- 4 その他適正な管理運営を図るために必要な事項

(検査)

第 13 条

- 1 保健所長は、必要と認める場合は、その職員をしてプールの構造設備、必要な帳簿書類等を検査させるものとする。
- 2 前項の職員は、環境衛生監視員の身分を有するものとする。

(改善勧告)

第 14 条

保健所長は、この要綱に定める規定に適合しないと認められるときは、期間を定めて公衆衛生上必要な措置を執るべきことを勧告するものとする。

(その他)

第 15 条

- 1 第2条に掲げる遊泳用プールとしての基準に満たない施設にあっても、

本要綱に準じ設置及び管理するよう務めること。

- 2 プールの安全について、法令及び本要綱に特段の定めのない事項については、「[プールの安全標準指針](#)」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）に基づき行うよう務めること。
- 3 法令に定めのない特殊な設備を有するプールにあっては、利用者の安全に関した点検等を行うことが望ましいこと。
- 4 保健所長は、学校の設置者等からプールの構造設備、維持管理等について協力要請があった場合は、助言等を与えるものとする。

（委任）

第16条

この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める

附 則

この要綱は、昭和63年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。